

○アルコール含有医薬品に対する酒税法の適用について

(昭和三十八年四月一八日)  
(薬発第一九四号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記については、昭和二十八年七月四日付酒一―八三「アルコール含有医薬品に対する酒税法の適用について」に基づき、昭和二十八年七月二十七日薬発第二六九号薬務局長通知をもって指導方を煩わしてきたところであるが、近時アルコール含有医薬品の増加にかんがみ、酒税法適用上の疑義が生じてきたので、昨年来国税庁間税部と種々協議を重ねた結果、「酒類として取り扱わないもの」が明確にされその他の取り扱いについても了解がなり、今般別添国税庁長官通達が出された旨別紙のとおり国税庁長官より通知があつたので、当該通達の内容について了知のうえ、遺憾のないよう管下医薬品製造業者(輸入販売業者を含む)を指導されたい。

おつて、アルコール含有医薬品に対する酒税法の適用について(昭和二十八年七月二十七日薬発第二六九号薬務局長通知)は廃止する。

別紙

アルコール含有医薬品に対する酒税法の適用について

(昭和三十八年三月二八日)  
(間酒二―三三厚生省薬)

(務局長あて国税庁長官)  
(通知)

標題について、別紙のとおり各国税局長および各税関長あて通達しましたので、これが通達の円滑なる実施方について何分よろしくお願ひします。

なお、貴局において薬事法の規定により製造許可(既に製造許可を与えたものについて、一部変更承認をしたものを含む。)を与えたもののうち、別紙通達の1の(2)のイまたはロに該当しないため酒類となるもの(1の(3)に該当するものを含む。)については、従来どおり当庁あて通達をいただきたく、また同通達の1の(3)に該当すると認められるものについては、製造許可を与える前に当庁あて御連絡いただきたくあわせお願ひします。

別紙

アルコール含有医薬品に対する酒税法の適用について

(昭和三十八年三月二八日)  
(間酒二―三三国税局)

(長・官各税関長あて国)  
(税庁長通知)

酒税法(昭和二十八年法律第六号)の規定上は、アルコール含有医薬品であつても、飲用に供することができ、かつ、アルコール分が一度以上であるものは、すべて酒類に該当することとなるが、その使用のおもな目的が全く医療のためのものまで酒類として酒税法を適用することは当を得ないものもあると考えられるので、これが取扱については、従来から昭和二十八年七月四日付間酒一―八三「アルコール含有医薬品に対する酒税法の適用について」(昭和二十八年五月二三日付薬発第一八五号厚生省薬務局長照会に対する国税庁長官回答、以下「旧通達」という。)により処理しているところであるが、最近におけるアルコール含有医薬品の消費状況にかんがみ、これが取扱をより明確にする必要があるので、昭和三十八年四月一日以降は旧通達を廃止することとし、同日以後アルコール含有医薬品に対する酒税法上の取扱は、左記によることとしたから、関係業者をよろしく指導されたい。

なお、この通達実施前に厚生大臣から製造または輸入の許可を受けているアルコール含有医薬品であつて旧通達により酒類として取扱つていないもので、この通達により酒類となるものについては、酒税法による免許の付与等の手続関係もあるので、本年九月末日までは従前のとおり取り扱うこととし、本年一〇月一日以降に酒類の製造免許を受けた製造場から移出するものまたは保税地域から引き取るものに対してこの通達を適用することとするから遺憾のないようにされたい。

おつて、この通達の内容に関しては、厚生省薬務局とも協議済であるから申し添える。

記

1 酒類として取り扱わないもの

薬事法(昭和三十五年法律第一四五号)の規定により、厚生大臣から製造(輸入販売を含む。)の許可を受けたアルコール含有医薬品で、次に掲げるものは、アルコール分が一度以上であり飲用に供することができるものであつても、しいて酒類としては取り扱わないものとする。

(1) 日本標準商品分類による医薬品分類において、「ホルモン剤、ビタミン剤、滋養強壮変質剤、その他の代謝性医薬品」に該当しないもの。

(2) 「ホルモン剤、ビタミン剤、滋養強壮変質剤、その他の代謝性医薬品」に該当するものうち、次に掲げる状態で市販することを目的として製造するもの。ただし、二種類以上の容量の容器(通常市販に使用される容器をいう。)に収容した同一の成分規格および品名のアルコール含有医薬品を製造場から移出する場合または保税地域から引き取る場合であつて、その一部は次のイまたはロに該当するものであるが、他の一部にイおよびロに該当していないものがあるときは、当該アルコール含有医薬品の全部がイおよびロに該当しないものとする。

イ 一容器に収容する容量が二〇ml以下であるもの。

ロ 一容器に収容する容量が二〇mlをこえ一〇〇ml以下のものであつて、かつ、そのアルコール分(酒税法第三条第一号に規定するアルコール分をいう。)が三度以下であるもの。

(3) 「ホルモン剤、ビタミン剤、滋養強壮変質剤、その他の代謝性医薬品」に該当するものうち、その使用目的が全く医療のためであつて、用法用量を誤るときは有害な副作用を伴うもの、または客観的にみて如何なる方法によつても嗜好飲料として供用される虞のないもので、国税庁長官が酒類として取り扱うことは適当でないと認めたもの。

2 酒類以外のアルコール含有医薬品を製造する場合の原料用酒類またはアルコール

酒類としては取り扱わないアルコール含有医薬品を製造する場合において、その原料として使用するアルコール、果実酒等は、酒税法の規定により酒税が課せられたものまたはアルコール専売法(昭和二年法律第三二号)の規定の適用を受けて製造し移出したものを使用させるものとし、酒税法またはアルコール専売法に違反して製造しまたは移出された酒類もしくはアルコールであることを承知して原料として使用したアルコール含有医薬品については、1の(2)または(3)に該当するものであつても1の規定にかかわらずすべて酒類として取り扱うこととする。

3 酒類以外のアルコール含有医薬品についての商品名

1により酒類としては取り扱わないアルコール含有医薬品については、その商品名として酒税法に規定されている種類または品目もしくはこれに紛らわしい名称を使用しないように指導すること。

4 酒類であるアルコール含有医薬品に対する酒類の製造免許の取扱

酒類であるアルコール含有医薬品(以下「薬用酒」という。)を製造しようとするときは、酒税法第七条((酒類の製造免許))の規定により、酒類の製造免許を必要とするが、厚生大臣が薬事法の規定により製造の許可を与えたアルコール含有医薬品についての免許の取扱は、別に定める製造免許取扱要領によるほか次によること。

(1) 製造見込数量が、酒税法第七条第二項に規定する法定制限数量に満たないことが明りような場合であつても、酒税法第一〇条((免許の要件))の規定に該当していない場合においては、一応製造見込数量を果実酒類またはリキュール類等の法定制限数量である六六として免許してもさしつかえないこと。

(2) 免許に際しては、「製造する酒類は、薬事法の規定により厚生大臣より製造の許可を受けたアルコール含有医薬品に限る。」旨の範囲の条件を付けること。

(3) 三年以上引き続き酒類の製造数量が、酒税法第七条第二項に規定する数量に達しない場合であつても、このことだけを理由として製造免許の取り消しは行なわなくてもさしつかえないが、三年以上引き続き酒類を製造しない場合は、原則として免許を取り消すこと。

5 薬用酒に対する酒類の販売免許の取扱

薬用酒を販売しようとするときの酒税法第九条((酒類の販売免許))の規定による販売業免許の取扱については、昭和三十八年一月四日付間酒二―二「酒類の販売業免許等の取扱について」通達の別冊「酒類販売業免許等取扱要領」(以下「販売業免許取扱要領」という。)の第一の一三((薬用酒の販売業免許の取扱))の規定により、薬用酒の輸入販売業者および薬用酒の製造者または輸入販売業者と直接取引を行なう卸売業者については必要とするが、酒類販売業免許を受けている薬用酒の卸売業者から薬用酒を仕入れる卸売業者および薬用酒の小売業者については、しいて免許を受ける必要はないものとして取り扱うこととなっているから留意すること。

(注) 前記により薬用酒の中間卸売しようとする者および小売しようとする者については、酒類の販売業免許は必要としないこととなるが、この免許を必要としない者であつても、薬用酒を販売する者は酒税法第四六条((記帳義務))に規定する記帳義務があることとなるから留意を要する。

6 薬用酒に対する酒類の種類等の表示の取扱

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八六条の五((酒類の種類等の表示義務))の規定は、当然に薬用酒についても適用されるものであり、薬用酒の容器および包装に対する酒類の種類等の表示についても、昭和三十五年八月一日付間酒六―一四八「酒類の種類等の表示に関する承認等の取扱について」通達の全部改正について」通達(以下「表示通達」という。)により取り扱うこととなるが、容量が一〇〇ミリリットル以下である薬用酒についての表示は、表示通達に定めている表示の方法、表示する場所および表示する文字の大きさ等については、前記通達に定める基準にかかわらず、当該容器または包装に応じた適宜な方法によることを認めてもさしつかえないこと。



- 1 「医薬品の分類区分」欄には、ホルモン剤、ビタミン剤、滋養強壯変質剤、その他の代謝性医薬品の区分を記載すること。
- 2 アルコール分は酒税法第3条第1号に規定するアルコール分(容量パーセント)を記載すること。
- 3 数量関係はml単位で記載すること。ただし「昭和38年中の販売見込数量」欄は、その容器本数を記載して数量はl位またはkl位で記載してもさしつかえないこと。
- 4 容器の形態は、びん、アンプル等と区別すること。
- 5 「酒税法適用の適否」欄には、通達1の(3)の規定を適用することが妥当であると認められるものを「否」として記載すること。
- 6 製造者と別に発売元がある場合は、その者の氏名または名称を「摘要」欄に記載すること。